

○内閣府告示第十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和六年十二月十九日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

令和七年一月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

- 一 区域計画の作成主体 宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 宮城県・熊本県 産業拠点形成連携“絆”特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業

○内閣府告示第十七号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和六年十二月十九日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

令和七年一月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

- 一 区域計画の作成主体 北海道国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 北海道 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業及び国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業